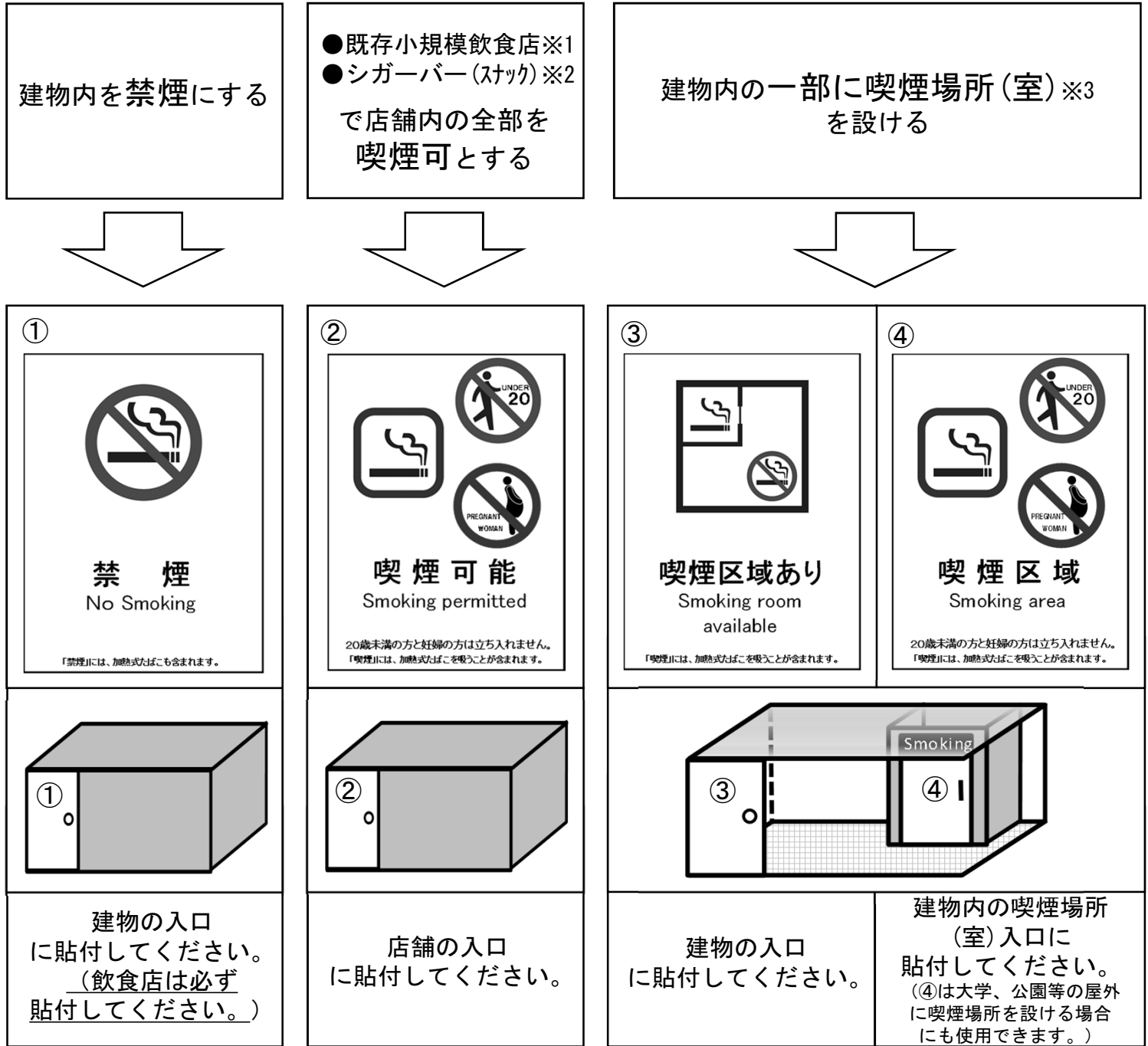


# 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例 表示様式について

改正条例の施行に伴い、令和2年4月より、多数の人が利用する施設は原則建物内禁煙となります。ただし、一定の条件を満たせば建物内に喫煙室を設けることができます。

喫煙室を設置する場合には、施設入口等下記③④の表示を掲示してください。

(下記①は施設内に飲食店があれば必ず表示してください。)



※1 ①令和2年4月1日時点で営業、②個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営、③客席面積100㎡以下の飲食店  
 ※2 ①たばこを対面販売、②「通常主食とされる食事(米、めん類等)」を主として提供していない飲食店

## ※3 喫煙場所(室)の構造等の要件

建物内に喫煙場所(室)を設ける場合、以下の要件を満たす必要があります。

- ①壁、天井等で区画してください。
- ②喫煙場所(室)入口への風速が0.2m毎秒以上必要です。
- ③たばこの煙を直接屋外に排出してください。
- ④喫煙場所(室)に喫煙を行う所である旨、20歳未満の者及び妊婦は立ち入り禁止である旨の表示をしてください。

